

令和7年4月1日から入院時 食事療養費の負担額が変わります。

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。
ご理解とご了承をいただきますようお願い申し上げます。

※全医療機関共通の負担額変更となります。

(入院時1食当たりの負担額)

区分		令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
①	一般の方	490円 	510円
②	指定難病、又は小児慢性 特定疾病の患者の方	280円 	300円
③	住民税非課税の世帯に 属する方	230円 	240円
④	住民税非課税の世帯に 属する方(90日超)	180円 	190円
⑤	③④のうち、所得が一定基準 に満たない方等	110円 	110円(変更なし)

②に該当される方は、お持ちの受給者証を医療機関の窓口へご提示ください。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。

藤田医科大学七栗記念病院